
マーケットメイク制度の見直しに伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部改正について

日証協・平15.4.18

本協会では、4月18日の理事会において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部を改正し、5月6日から施行することとした。

マーケットメイク制度においては、5月6日より、2単位以下の小口指値注文について、原則として、すべてJASDAQマーケットメイクシステムに委託注文として発注しなければならないこととしたところであるが、今般、マーケットメイク銘柄の注文情報について、自社注文以外のマーケットメイク銘柄の注文情報については、マーケットメイク制度を円滑に運用するため、マーケットメイカー以外の証券会社には提示しないこととする他、JASDAQマーケットメイクシステムにおける約定順位の変更(時間優先のみからオークション方式と同様、価格優先・自店優先・時間優先に変更)等、所要の整備を行うものである。

本規則改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

マーケットメイク制度の見直しに伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」 (公正慣習規則第1号の2)等の一部改正について

平成15年4月24日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

マーケットメイク制度の見直しについては、昨年10月7日から10月20日までの間パブリック・コメントを募集し、同年11月28日付の標記規則改正により、2単位以下の小口指値注文については、原則としてすべてJASDAQマーケットメイクシステムに委託注文として発注しなければならないこととする等、所要の改正を行ったところである。

当該規則改正を行った際、本協会においては、上記パブリック・コメントとして寄せられた意見のうち、マーケットメイク銘柄の注文情報の取り扱いについては、十分に議論を行い、早急に結論を出す旨、回答しているところであるが、今般、自社注文以外のマーケットメイク銘柄の注文情報については、マーケットメイク制度を円滑に運用するため、マーケットメイカー以外の証券会社には提示しないこととするほか、JASDAQマーケットメイクシステムにおける約定順位の変更(時間優先のみからオークション方式と同様、価格優先・自店優先・時間優先に変更)等、所要の整備を図るため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等について一部改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正

- ・ 本協会は、マーケットメイク銘柄の注文については、細則に定める区分により、協会会員端末に表示することとする。(第8条第4項)
- ・ マーケットメイカーの禁止行為を新設することとする。(第12条第3項 新設)
- ・ 上記禁止行為を行ったマーケットメイカーに対するマーケットメイク業務の一時停止措置又は資格の剥奪について規定することとする。(第12条第4項 新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

(2) 「『店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則』に関する細則」の一部改正

- ・ 規則第8条第4項に規定する条件について規定することとする。(第2条第5項 新設)

- ・ JASDAQ マーケットメイクシステムにおける約定順位を価格優先・自店優先・時間優先に変更することとする。 (第2条第8項～第12項 新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

3. 施行の時期

この改正は、平成15年5月6日から施行することとする。

以 上

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)
の一部改正について

平成15年4月24日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(注文及び売り、買い気配等) 第8条 { (現行どおり)}</p> <p>3</p> <p>4 本協会は、会員から入力された注文及び会員が発表した売り、買い気配等について、協会員端末に表示するものとする。<u>ただし、マーケットメイク銘柄の注文については、細則に定める区分により表示するものとする。</u></p> <p>5 本協会は、<u>第1項の規定により入力された注文が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲を超えるものであるときは、協会員端末に気配表示を行うことにより、その存在を特別に周知するものとする。</u></p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>(マーケットメイカーの資格) 第12条 マーケットメイカーになろうとする会員は、次の各号に定める要件を満たしていなければならない。</p> <p>1 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第19条で定める場合(外国証券業者に関する内閣府令第38条において準用する場合を含む。)に該当しないこと。</p> <p>2 株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」という。)第2条第3項に定める参加者であること。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>マーケットメイカーは、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</u></p> <p>1 <u>気配提示の大幅な遅延又は実勢から著しく乖離した気配提示</u></p> <p>2 <u>マーケットメイクを行う上で知り得た注文情報の漏洩</u></p> <p>3 <u>マーケットメイカーとしての地位を利用した不適切な自己売買</u></p> <p>4 <u>本協会は、前項各号に掲げる行為を行ったマーケットメイカー又は第16条に規定するマーケットメイカーの義務等を履行し</u></p>	<p>(注文及び売り、買い気配等) 第8条 { (省略)}</p> <p>3</p> <p>4 本協会は、会員から入力された注文(第1項の規定により入力されたものに限る。<u>次項において同じ。</u>)及び会員が発表した売り、買い気配等について、協会員端末に表示するものとする。</p> <p>5 本協会は、注文が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲を超えるものであるときは、協会員端末に気配表示を行うことにより、その存在を特別に周知するものとする。</p> <p>6 (省略)</p> <p>(マーケットメイカーの資格) 第12条 マーケットメイカーになろうとする会員は、次の各号に定める要件を満たしていなければならない。</p> <p>1 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第12条で定める場合(外国証券業者に関する内閣府令第38条において準用する場合を含む。)に該当しないこと。</p> <p>2 株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」という。)第2条第3項に定める参加者であること。</p> <p>2 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>ないマーケットメイカーに対して、マーケットメイク業務の一時停止措置又はマーケットメイカーの資格の剥奪を行うことができる。</u></p> <p>(マーケットメイカーの辞退) 第 15 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前 2 項の規定は、次条第 10 項に掲げる募集又は売出しに係る元引受契約を締結した者及び次条第 11 項に掲げる公開買付けに係る事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる買付け等を行う者以外の会員が、当該募集又は売出し若しくは公開買付けの期間を含む期間においてマーケットメイクを行うことを明示して本協会に届出を行い、マーケットメイカーとなった場合には、これを適用しない。 4 (現行どおり)</p> <p>(約定締結処理の一時停止) 第 36 条の 2 { (現行どおり) 4 5 <u>本協会は、マーケットメイク銘柄の価格に著しい変動があり、又は店頭取引の数量が過当となるおそれがあると認めるときは、第 1 項に規定する約定締結処理の一時停止を行う時間及び第 3 項に規定する約定締結処理を行わない時間について変更することができる。</u></p> <p>(自己株式取得に係る買付けの制限) 第 39 条 会員は、登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社から商法第 210 条又は第 211 条ノ 3 に規定する自己株式取得に係る当該登録銘柄若しくは当該店頭管理銘柄の買付けを受託した場合には、JASDAQ 売買システム、JASDAQ マーケットメイクシステム又は細則に定める方法により執行するものとする。</p> <p>(認可会員が成立させた売買の報告に関する特例) 第 48 条 (現行どおり) 2 認可会員は、認可業務により成立させた店頭売買有価証券の売買について、<u>第 47 条第 1 項各号に掲げる事項の他に本協会が</u></p>	<p>(マーケットメイカーの辞退) 第 15 条 (省 略) 2 (省 略) 3 前 2 項の規定は、次条第 9 項に掲げる募集又は売出しに係る元引受契約を締結した者及び次条第 10 項に掲げる公開買付けに係る事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる買付け等を行う者以外の会員が、当該募集又は売出し若しくは公開買付けの期間を含む期間においてマーケットメイクを行うことを明示して本協会に届出を行い、マーケットメイカーとなった場合には、これを適用しない。 4 (省 略)</p> <p>(約定締結処理の一時停止) 第 36 条の 2 { (省 略) 4 (新 設)</p> <p>(自己株式取得に係る買付けの制限) 第 39 条 会員は、登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社から商法第 210 条又は第 212 条ノ 3 に規定する自己株式取得に係る当該登録銘柄若しくは当該店頭管理銘柄の買付けを受託した場合には、JASDAQ 売買システム、JASDAQ マーケットメイクシステム又は細則に定める方法により執行するものとする。</p> <p>(認可会員が成立させた売買の報告に関する特例) 第 48 条 (省 略) 2 認可会員は、認可業務により成立させた店頭売買有価証券の売買について、<u>前条第 1 項各号に掲げる事項の他に本協会が必要</u></p>

新	旧
<p>必要と認める事項を、<u>第 47 条第 1 項</u>の報告を行った日に本協会に報告するものとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 15 年 5 月 6 日から施行することとする。</p>	<p>と認める事項を、<u>前条第 1 項</u>の報告を行った日に本協会に報告するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p>

「『店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則』に関する細則」の一部改正
について

平成15年4月24日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(注文及び売り、買い気配等)</p> <p>第2条 規則第8条第3項に規定する本協会が<u>適正</u>と認める価格として細則に定めるものの範囲内とは、株券については別表1に規定する値幅とし、店頭転換社債型新株予約権付社債(マーケットメイク銘柄の発行会社が発行する店頭転換社債型新株予約権付社債を除く。)の値幅については、店頭転換社債型新株予約権付社債の発行に係る新株予約権の行使対象となる株券の別表1に規定する値幅に転換比率(100/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額)を乗じて算出した値幅(額面100円につき10銭刻みの裸値段に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、店頭転換社債型新株予約権付社債については当該値幅が50銭未満の場合には、一律50銭とする。</p> <p>2 <u>規則第8条第4項に規定する細則に定める区分は、次の各号によるものとする。</u></p> <p>1 <u>マーケットメイカーである会員</u> <u>イ マーケットメイク担当者が使用する端末</u> <u>自社の受託した委託注文を識別できない方法により全注文を表示する。</u> <u>ロ マーケットメイク担当者以外の者が使用する端末</u> <u>自社注文のみを表示する。</u></p> <p>2 <u>マーケットメイカー以外の会員</u> <u>自社注文のみを表示する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>規則第8条第6項に規定する注文及び売り、買い気配等に関し必要な事項のうち、JASDAQ売買システムを通じて店頭売買有価証券の売買を執行する際の注文の優先順位は、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>6 (現行どおり)</p>	<p>(注文及び売り、買い気配等)</p> <p>第2条 規則第8条第3項に規定する本協会が<u>適当</u>と認める価格として細則に定めるものの範囲内とは、株券については別表1に規定する値幅とし、店頭転換社債型新株予約権付社債(マーケットメイク銘柄の発行会社が発行する店頭転換社債型新株予約権付社債を除く。)の値幅については、店頭転換社債型新株予約権付社債の発行に係る新株予約権の行使対象となる株券の別表1に規定する値幅に転換比率(100/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額)を乗じて算出した値幅(額面100円につき10銭刻みの裸値段に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、店頭転換社債型新株予約権付社債については当該値幅が50銭未満の場合には、一律50銭とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 <u>規則第8条第6項に規定する注文及び売り、買い気配等に関し必要な事項のうち、注文(規則第8条第1項の規定により入力されたものに限る。以下この条において同じ。)</u>の優先順位は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>5 (省 略)</p>

新	旧
7 (現行どおり)	6 (省 略)
<p><u>8 規則第8条第6項に規定する注文及び売り、買い気配等に関し必要な事項のうち、JASDAQマーケットメイクシステムを通じて店頭売買有価証券の売買を執行する際の気配の優先順位は、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p>	(新 設)
<p>1 異なる価格の気配の場合 <u>低い価格の売り気配は、高い価格の売り気配に優先し、高い価格の買い気配は、低い価格の買い気配に優先するものとする。</u></p>	
<p>2 同一価格の気配の場合 <u>JASDAQマーケットメイクシステムが気配の発表を受け付けた時間の先後により、先に受け付けた気配は、後に受け付けた気配に優先するものとする。</u></p>	
<p><u>9 規則第8条第6項に規定する注文及び売り、買い気配等に関し必要な事項のうち、JASDAQマーケットメイクシステムを通じて店頭売買有価証券の売買を執行する際の注文の優先順位は、次の各号に掲げるところによるものとする。</u></p>	(新 設)
<p>1 異なる価格の注文の場合 <u>低い価格の売り注文は、高い価格の売り注文に優先し、高い価格の買い注文は、低い価格の買い注文に優先するものとする。</u></p>	
<p>2 同一価格の注文の場合 <u>注文を受け付けた時間の先後により、先に受け付けた注文は、後に受け付けた注文に優先するものとする。</u></p>	
<p><u>10 マーケットメイカーの発表する気配と当該マーケットメイカーからの注文が対当する場合には、第8項第2号及び前項第2号の規定にかかわらず、他のマーケットメイカーの気配及び他の会員からの注文に優先するものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>11 マーケットメイカーが発表する気配と会員からの注文の付合せは、第7項から第9項に規定する優先順位に基づき行うこととし、マーケットメイカーが発表する気配の価格で売買を成立させるものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>12 他のマーケットメイカーが発表している最も低い売り気配と同一価格の買い気配をJASDAQマーケットメイクシステムに入力することにより最も高い買い気配を表</u></p>	(新 設)

新	旧
<p><u>示しようとする場合又は他のマーケットメイカーが発表している最も高い買い気配と同一価格の売り気配を J A S D A Q マーケットメイクシステムに入力することにより最も低い売り気配を表示しようとする場合には、当該入力する気配を注文と見なし、売買を成立させるものとする。ただし、すでに発表されている気配と同値又は売り気配と買い気配の間に存在する注文が存在する場合には、気配との約定に先立ち、前項の規定に基づき入力する気配と注文の売買を成立させるものとする。</u></p> <p>(取引の条件について交渉する場合の条件) 第 5 条 規則第 8 条の 2 に規定する細則に定める条件とは、次に掲げるものとする。</p> <p>1 } (現行どおり) 4</p> <p>(約定締結処理の一時停止の基準となる価格) 第 16 条の 2 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 本協会は、マーケットメイク銘柄の価格に著しい変動があり、又は店頭取引の数量が過当となるおそれがあると認めるときは、第 1 項に規定する上限価格及び下限価格について変更することができる。</p> <p>(別表 3) 売買価格の制限値幅</p> <p>1 . (現行どおり) 2 . 本協会は、登録銘柄及び店頭管理銘柄の価格に著しい変動があり、又は店頭取引の数量が過当になるおそれがあると認めるときは、<u>全部又は一部の銘柄について 1. の制限値幅を変更することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 15 年 5 月 6 日から施行することとする。</p>	<p>(取引の条件について交渉する場合の条件) 第 5 条 第 8 条の 2 に規定する細則に定める条件とは、次に掲げるものとする。</p> <p>1 } (省 略) 4</p> <p>(約定締結処理の一時停止の基準となる価格) 第 16 条の 2 (省 略) 2 (省 略) (新 設)</p> <p>(別表 3) 売買価格の制限値幅</p> <p>1 . (省 略) 2 . 本協会は、登録銘柄及び店頭管理銘柄の価格に著しい変動があり、又は店頭取引の数量が過当になるおそれがあると認めるときは、1. の制限値幅を<u>縮小</u>することができる。</p>